

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成30年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	地方税法の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備等及び生産性向上特別措置法に基づき中小企業が実施する設備投資に係る固定資産税の軽減措置を講じるとともに、加熱式たばこに関する規定等を定めるものです。	平成30年 6月議会  議案 第51号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	平成30年 6月議会  議案 第52号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	介護保険 課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るものです。	平成30年 6月議会  議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	介護保険 課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員となることができる資格要件を追加するものです。	平成30年 6月議会  議案 第54号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱 第3条第2項第2号に該当)	子育て支 援課 089-948- 6409
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、家庭的保育事業等の連携施設及び食事の提供に関する基準を緩和するものです。	平成30年 6月議会  議案 第55号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱 第3条第2項第2号に該当)	保育・幼稚 園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	旅館業法の改正に伴い、施設の構造設備及び衛生措置の基準を緩和するものです。	平成30年 6月議会  議案 第56号	パブリック コメント	H30.4.19 ～ H30.5.18	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。	生活衛生 課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市特別用途地区建築条例及び松山市特定ホテル建築規制条例の一部を改正する条例	松山駅周辺特別業務地区での店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び特定ホテルの建築を制限するものです。	平成30年 6月議会  議案 第57号	パブリック コメント	H30.2.21 ～ H30.3.22	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。	都市・交通 計画課 089-948- 6444 建築指導 課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	H28.12 ～ H29.5 H29.7.28  H30.3.30		

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。